

米国－メキシコ産 OCTG に対する AD 措置
(パネル報告 WT/DS282/R、提出日 2005 年 6 月 20 日)

上級委員会報告 WT/DS282/AB/R、提出日 2005 年 11 月 2 日、採択日 2005 年 11 月 28 日)

梅島 修

I. 事実の概要

1995 年 8 月 11 日、米国商務省は、メキシコ産 OCTG (Oil Country Tubular Goods) ダンピング初回調査の最終決定を発出し、TAMSA 及びその他のマージンレートを 23.79% とした。(その後 21.70% に訂正した。)

1999 年 9 月 24 日、米国商務省は、メキシコ OCTG メーカー TAMSA 及び Hylsa の申請に基づき第 4 回年次見直し (administrative review) (見直し期間 1998 年 8 月 1 日から 1999 年 7 月 31 日まで) 及び取消手続 (revocation proceeding) を開始した。

2000 年 7 月 3 日、商務省は、第 4 回年次見直し手続に平行して、サンセットレビューを開始した。

2001 年 3 月 9 日、米国商務省は、将来のダンピングについてクロとするサンセットレビュー最終決定を官報に告示した。

同月 21 日、米国商務省は、第 4 回年次見直し及び取消手続の最終決定を官報に告示し、TAMSA のマージン率を 0%、Hylsa のマージン率を 0.79% とし、また、TAMSA は過去に商業的量 (Commercial quantity) の輸出がないこと、Hylsa は現在のダンピングマージンがあることを理由として、AD 命令を取り消さないこととした。

2001 年 7 月 10 日、米国国際貿易委員会 (USITC) は損害に関するサンセットレビューの最終決定を公表した。USITC は、OCTG 製品を casing and tubing と drill pipe の 2 つの調査対象産品に分け、casing and tubing についてはクロ、drill pipe についてはシロとした。(このため、本紛争処理においても drill pipe は問題とされていない。)

II. パネル・上級委員会手続の概要

2003 年 2 月 18 日 メキシコ、米国に対し二国間協議を要請。

同年 7 月 29 日 メキシコ、パネル設置要請。

同年 8 月 29 日 DSB、パネル設置。

2004 年 2 月 11 日 当事国、パネルの構成に合意。

同年 5 月 25-26 日 第 1 回パネル会合。

同年 8 月 17-18 日 第 2 回パネル会合。

(同年 11 月 29 日 上級委員会、米国－アルゼンチン産 OCTG サンセットレビュー報告を提出。)

2005 年 3 月 24 日 中間報告書を当事国へ配付。

同年 6月 20日 パネル最終報告書を加盟国へ配布。
同年 8月 11日 メキシコ、上級委員会へ上訴。
同年 8月 16日 米国、上級委員会へ上訴。
同年 9月 19日 上級委員会会合。
同年 11月 2日 上級委員会報告書を加盟国へ配布。
同年 11月 28日 紛争処理機関、上級委員会・パネル報告書を採択。

III. パネル・上級委員会報告の要旨

論点 A：米国法、SAA 及び SPB それ自体(As Such) の AD 協定第 11.3 条不整合

1. 申立国の主張

米国法 19 U.S.C. §1675a(c)(1)は商務省に一定の決定をなすべきことを指示するものではないものの、当該条項、SAA (Statement of Administrative Action)及び SPB (Sunset Policy Bulletin)が全体として、全てのサンセットレビューにおいて初回調査以降のダンピングマージン及び輸入量に決定的な証拠価値を与えており、それら自体 (as such) として AD 協定第 11.3 条に不整合である。これは米国商務省の過去の決定事例により証明される。(パラ 7.9)

また、米国商務省の実務それ自体が、AD 協定第 11.3 条に不整合である。(パラ 7.10)

2. 被申立国の主張

米国サンセットレビューにおいては、法律的にも、事実上も、メキシコ主張の「推定」(presumption)は存在しない。SAA、SPB は、特定の事実関係において「通常」の場合の蓋然性ある結果を示しているものであり、個別案件により結論は異なる。(パラ 7.11) また、SAA、SPB は、「措置」(measure)ではない。措置であったとしても、商務省に特定の結論をなすよう強制 (mandate) するものではない。(パラ 7.12-13)

3. パネルの判断

米国の実務についてはパネル設置要請¹に記載が無いため判断しない。(パラ 7.16)

¹ メキシコは、パネル設置要請における次の主張により米国の実務について提訴していたと主張していた。

The Department's 'likely' standard for determining whether termination of the anti-dumping duty would be likely to lead to continuation or recurrence of dumping, the Department's determination in this regard, and the Department's calculation of the 'likely' margin of dumping reported to the USITC, are inconsistent, both

SPB は、米国—表面処理鋼板サンセットレビュー上級委員会報告により「措置」であることが明確にされている。(パラ 7.23)

上級委員会は、米国—表面処理鋼板サンセットレビュー報告において、調査当局は個別事件の状況を考慮し十分な証拠に基づいて判断しなければならないこと、かかる判断は特定の事実が存在する場合の結論が事前に設定された推定に基づいてはならないことを明確にした。さらに、反論不能な推定が定められている場合と、特定の事実について単に示唆 (*indicative*) 又は証明力がある (*probative*) としている規定とは区別しなければならないとしている。(パラ 7.27)

米国法は、過去のダンピングマージン及び輸入量に加え、理由が示された場合にはその他の要因を検討することを商務省に義務付けている。よって、過去のダンピングマージン及び輸入量が決定力のある(*determinative*)または結論付ける(*conclusive*)証拠であるとは定めていない。(パラ 7.34)

SAA は、過去のダンピングマージン及び輸入量に高い証明力があるとしているものの、決定力のある、または結論付ける証拠であるとはしていない。(パラ 7.37) また、*good cause* が示された場合に検討すべきその他の要因を例示し、それら情報は個別事例に則して分析すべきであるとしている。(パラ 7.38) したがって、SAA は、米国法が過去のダンピングマージン及び輸入量を決定力のある、または結論付ける証拠としていることを定めていない。(パラ 7.39)

SPB は、米国法の定めを補完するものであり、米国法の条文の意味を制限するものではない。(パラ 7.39) よって、米国法の条項は、SAA 及び SPB と併せて検討しても、AD 協定第 11.3 条に不整合ではない。(パラ 7.64)

SPB は、「通常は」(*normally*) 3 シナリオ²に沿って、過去のダンピングマージン及び輸入量により将来のダンピングの可能性が結論付けられることを示している。(パラ 7.42)

as such and as applied, with Articles 11.1, 11.3, 2.1, 2.2, 2.4, 6.1, 6.2, 6.4, 6.6, and 6.9 of the Anti-Dumping Agreement.

² SPB は、次のいずれかの場合、「通常」はダンピングが継続し又は再発する可能性があるとは判断するとしている。

- (a) dumping continued at any level above *de minimis* after the issuance of the order or the suspension agreement, as applicable;
- (b) imports of the subject merchandise ceased after issuance of the order or the suspension agreement, as applicable; or
- (c) dumping was eliminated after the issuance of the order or the suspension agreement, as applicable, and import volumes for the subject merchandise declined significantly.

この「通常は」との文言が、例外として価格約束がなされた場合には他の要因も考慮するが、その他の場合には3シナリオに従って判断を下すことを意味しているものであるか否かは、SPBの文言からは明確ではない。(パラ7.44-7.45。)よって、メキシコの示した商務省の過去の事例を検討する。これら事例は、米国—アルゼンチン産 OCTG サンセットレビューのパネルに示されたものとほぼ同じである。

上級委員会は、米国—アルゼンチン産 OCTG サンセットレビュー報告において、米国商務省の決定が過去のダンピングマージン及び輸入量と同等に証明力のある他の要因があるにも拘わらず SPB の3シナリオを適用したものであるか否かの質的評価をおこなわなければならないと教示している。(パラ7.49)

したがって、過去306事例の内容を検討する。その内容は次の通り。(パラ7.52-59)

74	国内産業の不参加により、終結。本件とは無関係。
206	輸出企業の不参加、若しくは不十分な参加のため、簡略手続 (expedited review) を適用。その他の要因も存在した可能性はあるが、商務省には提出されず。よって、商務省は検討せず。サンプリングにより検討した事例全てにおいて、商務省は3シナリオのいずれかを適用した。(パラ7.53)。
26	フルレビュー手続による事例。
5	価格約束の事例。本件とは無関係。
21	本件に関連するフルレビューの事例。パネルは、商務省の決定文、決定メモを検討。但し、それら決定がAD協定に整合的になされたか否かを判断するものではない。(パラ7.55)
15	シナリオ(a)を適用した事例。
7	その他の要因を示す証拠は提出されず。(パラ7.57)
5	その他の要因を示す証拠は提出されたものの、good cause が存在するとの主張はなされなかった。これらのうち1事例の仮決定において、商務省は、「ダンピングの継続に基づき仮決定を下したものであるから、利害関係者のその他の要因についての議論は検討しなかった」と述べているが、これは、商務省は潜在的に関連する情報を考慮することに前向きではないことを示しており、問題である(troubling)。(パラ7.58)
3	Good cause が主張された事例。good cause を示す証拠が提出期限後に提出された1事例において、商務省は、その他の要因を検討したとしても、決定は過去のダンピングマージン及び輸入量に基づくものとなったであろうと述べた。他の2事例においては、good cause の存在が証明されなかったとして、過去のダンピングマージン及び輸入量に基づき判断を下した。これら一貫した結果は、商務省が輸入量とマージン以外の証拠を分析することに前向きでないことを示しており、問題である。(パラ7.59)
4	シナリオ(c)を適用した事例。

	2	Good cause が主張された事例。商務省は、1 事例において「ダンピングが輸出側の負担により除去される可能性について判断するものであるから、その他の要因を検討する必要はない」と述べ、他の事例では、他の証拠についても検討すると仮決定において述べたが、最終決定では過去のダンピングマージン及び輸入量に基づき判断を下した。これらその他の要因を却下する論理は、堂々巡りであり、問題がある。（パラ 7.60）
	2	輸出企業より、SPB に基づく事実の評価についての主張がなされる。
2		仮決定では、シロの判断。うち 1 事例の仮決定では、その他の要因に基づきダンピングの再発の可能性はないとしたが、その最終決定では 1 シナリオに沿う証拠に依拠してクロとした。他の事例では、仮決定において 3 シナリオのいずれにも該当しないとしてシロとしたが、その後、製造原価の分析を行い、最終決定ではダンピングマージンの存在を認定してシナリオ(a)に基づきクロ決定を行なった。（パラ 7.62）

全体として、これら一貫した結果は問題であり、商務省の判断過程に重大な疑念を生ずる。（パラ 7.61） いくつかの事例において、商務省は潜在的に証明力あるその他の要因を無視して SPB のシナリオを適用している。他の事例では、商務省は SPB のシナリオを結論付けるもの又は決定的なものと認識していることを示している。これらの質的分析から、米国商務省は、SPB のシナリオに基づき決定を下しており、他の要因を無視しているものであると結論する。全ての事例において最終的には SPB のシナリオに想定された結果に沿った結論となっており、これは、米国商務省は当該シナリオを決定的又は結論づけるものとは取り扱っていないとする結論と矛盾するものである。（パラ 7.63）

よって、SPB は、それ自体として AD 協定第 11.3 条に不整合である。

4. 上訴国（米国）の主張

パネルは、(1) 立証責任の分担を誤り、(2) 不適切な基準を適用し、(3) 客観的評価を怠った。また、パネルが作成した証拠に対して中間報告まで米国に十分な反論の機会が与えられず、中間報告以後においても、パネルは米国の主張について十分に検討していない。

メキシコは過去の事例の情報を提出し、その統計的分析を行ったのみであり、それらの質的評価の議論をパネルに提出していない。メキシコが議論を提出していないのであるから、パネルが独自に質的評価を行なうことはできない。（パラ 65） この点は、加-小麦グルテン、米-ギャンプリングの上級委員会決定からも明らかである。（パラ 66）

また、質的評価により、SPB が商務省に対して一定のシナリオを将来のダンピングの可能性を結論付けるよう取り扱うことを指示していることが示されなければならないが、パネルはかかる分析を怠っている。（パラ 67） さらに、パネルは、

SPB が商務省に対して他の要因を無視せしめたものであるのか、他の要因の証明力が SPB のシナリオに優るものであるか分析していない。(パラ 68)

パネルの個別事例の分析のうち、206 事例については、特定されていないサンプルについて検討したのみであり、他の要因に関する証拠が提出されたか否かの検討をおこなっていない。(パラ 69)

シナリオ(a)に関する 15 事例のうち、7 事例ではその他の要因の証拠は提出されていない。他の 5 事例についてもその他の要因が主張されていたか特定されていない。商務省がその他の要因の議論を検討しないと述べた 1 事例においても、商務省は SPB に言及しておらず、また、輸出者もその他の要因を提出したと主張していない。当該事例では、輸出者は 20%を上回るマージンは証明力を持たないと主張したに過ぎない。その他の 3 事例においても、商務省は、その他の要因の証明力は継続的なダンピングと輸入量の減少に劣ると判断したものである。(パラ 70)

シナリオ(c)を適用した 4 事例のうち、1 事例について、輸出者は追加証拠提出の機会を利用しなかったものであるが、商務省は、それにも拘わらず他の要因を検討し、輸入量の減少の証拠はその他の要因の証拠に優ると判断したものである。(パラ 71)

シロの仮決定をおこなった 2 事例のうち、1 事例は、輸出者は米国企業を買収したため輸入量は増加しないとしていたため仮決定においてシロ決定したものであるが、その後輸出者が AD 税撤廃後は輸入量を増加させると述べたことから、最終決定において将来のダンピングの継続又は再発の可能性があるかと判断したものである。(パラ 74) もう 1 事例は、仮決定において、製造原価を計算すべきとする国内産業のその他の要因の主張を退けたものであるが、その後、現地調査をおこない製造原価を認定して本決定をおこなったものであり、SPB に依拠して本決定をおこなったものではない。(パラ 75)

以上が示すように、SPB が商務省のサンセットレビューにおけるダンピングの決定を結論づけているものではない。パネルの検討は、証拠に裏付けられていない誤った偏見に基づいており、客観性に欠けている。(パラ 76) これらの分析は、客観的評価を義務付けた DSU 第 11 条に反する。(パラ 72)

5. 上訴国 (メキシコ) の主張

上級委員会が SPB それ自体としては第 11.3 条に不整合ではないと判断する場合、米国法 752 (c) (1) 条、SAA、SPB が全体としてまた個別に第 11.3 条に不整合であることを審理することを求める。(パラ 29)

6. 被上訴国 (メキシコ) の主張

上級委員会はパネルの事実認定について改めて検討すべきではない。この問題は、事実認定の問題であり、法的問題ではない。(パラ 80)

メキシコの立証責任は、問題となる規定を特定し、それについて説明することであり、*prima facie case* の立証責任を果たしている。(パラ 82) 質的検討を求められるのはパネルである。いずれにせよ、メキシコは、その質的検討をパネルに提出している。(パラ 83)

米国が主張する「パネルが作成し提示した証拠」は、メキシコが提出した証拠である。米国は当該証拠に対する十分な反論の機会があった。(パラ 84)

ある個別事例 (Tab 89) では、その他の要因についての証拠が提出されたにも拘わらず、商務省は、利害関係者のその他の要因についての主張を考慮しないと述べ、SPB II.A.3 に従って判断するとしている。他の事例 (Tab 78) においても、その他の要因の証拠を考慮したものの、ダンピングの継続及び少ない輸入量の証明力が優るとしている。Tab 165 の事例では、ゼロ又は *de minimis* マージンに拘わらず、SPB シナリオ(a)を適用した。(パラ 86)

206 事例について、商務省は、輸出利害関係者が参加しなくとも、関連する情報を収集する義務がある。

その他の事例においても、輸出者はその他の要因の証拠又は議論を提出しており、商務省は、SPB シナリオに基づいて判断したものである。

7. 被上訴国 (米国) の主張

パネルは、米国関税法、SAA、及び SPB について判断を下しており、かかる判断をなさなかったとするメキシコの主張は誤りである。また、メキシコの主張は SPB に関するパネルの判断に依拠しているため、上級委員会が SPB に関するパネルの判断を覆した場合、メキシコの主張を検討する必要が無くなる。(パラ 58)

8. 上級委員会の判断

パネルの過去の事例についての評価 (パネル報告書パラ 7.53-7.64) は、事実の法的性格を判断したものであり、事実認定ではない。したがって、上級委員会の検討の範囲である。(パラ 195)

SPB は、ダンピングの程度及び輸入量の推移により異なる 3 つの事実関係シナリオで構成されている。シナリオ(a)は、AD 税賦課後、ダンピングが継続しているか、サンセットレビューの直前に消滅したかのいずれかの場合である。この場合、輸出者が、証拠を提出して、将来の価格設定姿勢を変更したことの説明、または将来に亘り輸入量が減少または停止することの理由説明をおこなわない限り、調査当局は AD 税撤廃後ダンピングは継続し又は再発すると結論することができよう。(パラ 198)

これに対し、AD 税賦課後ダンピングが止み、または長期間に亘り輸入がなくなった場合、調査当局は、ダンピングが再発すると結論づけるためには、そのための確かな証拠 (credible evidence) が必要となろう。輸出者は関連する証拠を提出する責務がある一方、調査当局は、十分な証拠を基礎とした決定をおこなうことを確保するために情報を収集する責務がある。シナリオ(b) または(c)の場合、ダンピングまたは輸入の停止は AD 税賦課が唯一の原因であると推定 (presume) することはできない。(パラ 199) シナリオ(c)は、輸入量が減少した唯一の原因は AD 税賦課にあり、AD 税撤廃後ダンピングは再発するという推定に基いている。このような推定はダンピング再発の決定の唯一の根拠とはならない。全ての関連する要因を検討しない限り、輸入量減少の原因について客観的な評価をおこなったこととはならない。(パラ 200)

このように、SPB の事実シナリオは、機械的に適用されてはならない。(パラ 201)

パネルは、簡易手続によりクロ決定がなされた 206 事例について、「サンプリング」をおこない、「商務省はすべての事例において SPB の 3 シナリオのいずれかに基づいている」としたが、かかるサンプルの数について開示しておらず、さらに、「証明力あるその他の要因のある事例もあったであろう」と憶測 (speculate) している。その一方、パネル報告書は、商務省がその他の要因または証拠を無視または除外したことを認定していない。これら全てがシナリオ(a)に基づくものであれば、輸出者が別途証拠を提出しない限り、調査当局の結論は十分な理由があるといえるが、事実関係は不明である。(パラ 203)

シナリオ(a)の 15 事例のうち 7 事例について、パネルはダンピング継続の期間、輸入量の推移、ダンピングマージン以外に当局として考慮すべき要因があったか、などの説明を何らおこなっていない。(パラ 204) 他の 5 事例についても、パネルは、商務省は輸出者の主張を検討したのか、その検討は適切であったか、または単に SPB のシナリオに従っただけなのか、何ら説明していない。(パラ 205) 最後の 3 事例について、パネルは、商務省は輸出者のその他の要因について商務省が考慮すべき正当理由に関する議論を却下したと認定したが、かかる認定は、SPB が商務省に対してダンピングマージンの継続及び輸入量の減少を決定的証拠として取り扱うよう指示していることを証明したこととはならない。パネルは、個別事例の事実及び輸出者の議論に照らして商務省の理由付けを分析することが必要である。(パラ 206)

シナリオ(c)を適用した 4 事例のうち、商務省がその決定において「その他の要因を考慮する必要がない」とした 1 事例について、パネルは、かかる決定は唯一 SPB に依拠したためであるのか、その他の要因について客観的評価に基づくものであるか、を検討していない。また、別の事例でも、パネルは、シロの仮決定を最終

決定においてクロとしたことは問題がある、と認定したのみで、商務省のクロ最終決定が証拠不十分であったか、クロに反する証拠の存在にもかかわらず SPB に従ってクロとしたものであるのかの検討をおこなっていない。(パラ 207) 他の 2 事例についても、パネルは、仮決定及び最終決定において商務省に提出された証拠及び議論の性質について検討したことを示していない。(パラ 208)

このように、パネルは、検討した 21 事例について、商務省は他の要因を無視して SPB のシナリオのみに依拠してなされた決定であるのか、また、その他の要因の証明力が SPB シナリオに優るものである場合であっても SPB のシナリオにより判断したものであるのか、についての検討を怠った。(パラ 209) よって、パネルは、事実の客観的な評価を怠った。したがって、パネル決定を覆す。(パラ 210)

かかる結論に至ったため、メキシコが SPB それ自体の AD 協定第 11.3 条不整合について *prima facie case* の立証を行なったか否かについては、判断をおこなわない。(パラ 211)

メキシコが主張する米国関税法、SAA、SPB 全体としての協定不整合については、メキシコはパネルの米国関税法それ自体の不整合についての判断は争わないとしていること、メキシコは SAA 単独での協定不整合の審理を求めていること、SPB についてのパネル判断を覆したことから、これについて別途検討する利益はない。(パラ 213)

論点 B：商務省のメキシコ OCTG サンセットレビューの第 11.3 条整合性

1. 申立国の主張

商務省は、メキシコ輸出企業が提出した、輸入量減少の理由を示す証拠及び過去のマージンは将来のマージンに関連が無いことを示す証拠を検討することを怠った。初回調査のマージンは 1994 年のメキシコ通貨危機、TAMSA の債務過多による多額の金利負担という特殊事情により生じたものである。その後、TAMSA はゼロマージンであり、メキシコの状況、TAMSA の財務状況も大きく変化した。Hylsa について計算されたマージンは 0.67% であった。よって、米国商務省は第 2 条に基づくダンピングの判断を行っていない。(パラ 7.69, 7.77)

2. 被申立国の主張

商務省は、初回調査のマージンに依拠して判断をなしたものではない。第 2 回・第 3 回年次見直しなど全ての証拠を検討し、また、TAMSA について、その少ない輸出数量から将来ダンピングを行なう可能性があるかと判断したものである。

3. パネルの判断

商務省の判断は、過去のダンピングマージンに依拠していないものの、初回調査以降のメキシコの経済状況、TAMSA の財務状況の変化について何らの検討もしていない。即ち、商務省は、潜在的に関連する証拠の検討を怠ったものであり、調査当局として関連する証拠の合理的な分析を行なう責務を果たしていない。(パラ 7.78)

米国は、輸入数量の減少を基にダンピングが再発し又は継続することは論理的展開であるとするが、当該論理が問題なのではなく、関連する証拠を検討したか否かが問題なのである。(パラ 7.79)

よって、本サンセットレビューにおける商務省の決定は第 11.3 条に不整合である。(パラ 7.80)

商務省は過去のマージンに依拠していないところから、第 2 条違反の問題は生じていない。(パラ 7.81) 米国—表面処理鋼板サンセットレビューの上級委員会報告は、調査当局はサンセットレビューにおいてダンピングマージンを計算し、またそれに依拠する必要はないと判示している。本件では商務省は明示的に輸入量のみ
に依拠して決定を下している。(パラ 7.82)

4. 上訴国 (メキシコ) の主張

(注：パネルが本サンセットレビューにおける商務省の決定を第 11.3 条に不整合と判断した点については、上訴されていない。)

a. 「将来発生するであろうダンピングマージン」

パネルが、AD 協定は将来のマージンを決定することを求めているとして、米国商務省の「将来発生するであろうダンピングマージン」(margins of dumping likely to prevail) について判断しなかったことは DSU 第 11 条に不整合である。調査当局がかかるマージンを使用する場合、米国—表面処理鋼板サンセットレビューの上級委員会報告が述べる通り、AD 協定に整合的でなければならない。本件での当該マージンは、WTO 協定発効前に決定された初回調査のマージンであり、AD 協定第 2 条に整合的ではない。USITC はダンピングマージンを評価したとしており、論理的帰結として、当該マージンは損害決定の一部をなしている。USI 当該マージンに依拠していないとの主張は認められない。(パラ 20-24)

b. AD 税賦課継続の法的根拠

パネルは、米国商務省がダンピングの可能性について WTO の義務に反していると判断しながら、メキシコ産 OCTG に対して AD 税を継続して賦課する法的根拠はないと判断しなかったことは、DSU 第 11 条の「紛争解決機関が対象協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つその他の認定を行う」義務に反し

ている。パネルは、「十分に正確な勧告及び決定」をおこなう義務がある。本件においては、米国は AD 措置を撤廃する以外の選択肢はない。（パラ 25-28）

5. 被上訴国（米国）の主張

a. 「将来発生するであろうダンピングマージン」

「将来発生するであろうダンピングマージン」の認定は、AD 協定上の要件ではない。商務省は本件においては輸入量を基に将来のダンピングの可能性について決定したものであるから、第 2 条不整合は生じない。USITC は問題とされているマージンをその決定において使用していないのであるから、かかるマージンにより同決定が WTO 協定不整合とされるものではない。（パラ 49）

b. AD 税賦課継続の法的根拠

DSB 勧告を如何に実施するかは加盟国にある。メキシコは、撤廃以外に論理的・法的に正当な方法がないことを示していない。米国-鉄鋼セーフガード上級委員会においても、米国の措置は法的根拠がないとしながらも、当該措置を直ちに撤廃すべきであると述べていない。（パラ 53）

6. 上級委員会の判断

a. 「将来発生するであろうダンピングマージン」

メキシコ産 OCTG サンセットにおいて、パネルは商務省の判断は第 11.3 条に不整合であるとしたのであるから、第 2 条との整合性について司法経済を適用して検討しなかったことに問題はない。メキシコは、本件を解決するために第 2 条について判断すべきであったとする理由を示していない。（パラ 178）

また、商務省はメキシコ産 OCTG サンセットレビューの判断において過去のダンピングマージンに依拠していないのであるから、過去のダンピングマージンの計算方法が商務省及び USITC の決定に悪影響を与えることはない。（パラ 179）米国-表面処理鋼板サンセットレビューにおいて述べた通り、過去のダンピングマージンの計算方法は、調査当局が当該マージンに依拠した場合に第 2 条不整合の問題を提起するのであり、依拠していない場合、かかる問題は生じない。（パラ 181）

b. AD 税賦課継続の法的根拠

メキシコ産 OCTG サンセットレビューを整合的に実施するための方法について勧告を行なうか否かはパネルの裁量である。（パラ 184）また、第 11.3 条はレビューをおこなわなかった場合に AD 税賦課後 5 年での AD 税撤廃を求めているものであり、サンセットレビューにおける決定が第 11.3 条に不整合であるからといって、DSU に基づく勧告の履行義務に影響を及ぼすものではない。（パラ 187）

メキシコは、パネルは「十分に正確な勧告及び決定」を行なう義務があると主張において、EC-砂糖に依拠している。(パラ 188) その件は補助金協定第 4.7 条に関する事件で、さらに、司法経済を不適切に適用した事例である。AD 協定に補助金協定第 4.7 条に類似する条項はない。本件は、DSU19.1 条に基づくものであり、同条は補助金協定第 4.7 条のように実施方法について勧告をおこなうことを求めている。(パラ 189)

論点 C. サンセットレビューにおける損害判断の基準と米国法

1. 申立国の主張

USITC は米国法 19 U.S.C. §1675a(a)(1)の “likely” とは “possible” を指すとしており、同条項は、AD 協定の “likely” 基準に不整合である。

USITC は、OCTG サンセットレビューにおいて当該基準に基づき損害の判断をしており、また、証拠の客観的な分析を怠っており、AD 協定第 11.3 条、第 3.1 条、第 3.2 条に反している。さらに、同第 3.4 条の分析を怠り、その他の要因について調査することを怠ったことにより同第 3.5 条の義務を果たさなかった。

これらに加え、USITC の累積による損害の分析は、第 3.3 条の条件を満たしていない。

また、“within foreseeable period of time” に損害が生ずるか否かを判断すると定めた米国法 19 U.S.C. §1675a(a)(1)及び(5)は AD 協定第 11.1 条、第 11.3 条及び第 3 条に反している。(パラ 7.84-87)

2. 被申立国の主張

USITC の判断に AD 協定に不整合なところはない。第 3 条は、サンセットレビューにガイダンスを与えるが、第 11.3 条に適用されるものではない。

累積について第 11.3 条は何ら規定しておらず、したがって、累積の方法に制限はない。さらに、第 11.3 条は損害を検討するにあたり調査すべき期間を定めていない。したがって 19 U.S.C. §1675a(a)(1)及び(5)は AD 協定に反するものではない。(パラ 7.88-91)

3. パネルの判断

a. “As Such”の主張について

米国裁判所は米国法の “likely” とは “probable” を意味するとしており、この点について米国法に AD 協定不整合なところはない。USITC もこの “likely” 基準を適用しているところから、文言上から AD 協定不整合を判断することはできない。(パラ 7.97-98)

“Reasonably foreseeable period of time”とは、米国法及びSAAから、個別事例によって異なるが、「差し迫った」(imminent)期間よりも長い期間を指すことが明確である。(パラ 7.100) 他方、AD協定第 11.3 条は、かかる期間について何ら定めていない。(パラ 7.103) また、AD 賦課命令取消後、一定期間を経た後に損害が発生すると考えることは適切である(パラ 7.014)。したがって、米国法の同条は AD 協定に不整合ではない。

メキシコは likely dumping と likely injury との因果関係が証明されていないと主張したが、AD 協定第 11.1 条及び GATT 第 VI 条が因果関係の立証を要請していることについては説明していない。よって、かかる事項については検討しない。(パラ 6.12)

AD 協定第 3.7 条及び第 3.8 条は、損害のおそれに関する規定であり、サンセットレビューにおける基準とは異なる。初回調査とサンセットレビューは異なる目的をもった異なる手続である。したがって、適用される規則も異なる。(パラ 7.106)

b. As Applied の主張について

既に述べた通り、初回調査とサンセットレビューとは異なる手続であり、前者は損害の判断を行なうものである一方、後者は損害をもたらす可能性を検討するものであるから、それらの判断に要求される要件も異なる。米国一表面処理鋼板サンセットレビュー上級委員会はサンセットレビューにおいてダンピングの決定を行なうことは要求されていないとしたと同様に、我々はサンセットレビューにおいて損害の決定を行なうことは要求されていないと考える。したがって、第 3 条の条項は、サンセットレビューには直接的には適用されない。(パラ 7.117)

しかし、「損害」という用語は脚注 9 の定めるところによるものである。したがって、第 3 条の規定は、サンセットレビューの良きガイダンスとなるものであり、我々も、これを念頭に置いて検討する。(パラ 7.199)

USITC の決定が適切であるか否かは、事実認定が適切であるか、またそれら事実の評価を偏重することなく客観的に行なっているか、が基準となる。(パラ 7.122)

USITC の将来の輸入量増加についての検討及び理由に、不合理とみられるところはない。(パラ 7.125-130) プライスアンダーセリングについても、調査期間における事例を検討している。AD 協定上、かかる事例の最低数に定めはない。また、AD 税賦課後に輸入数量が減少することも通常であるから、比較例が少ないことのみでは問題とはならない。むしろ、当局が入手できた情報を基に判断することを妨げるものではない。(パラ 7.134) また、初回調査の証拠と

サンセットレビュー期間のプライスアンダーセリングの証拠の評価に偏重はなく（パラ 7.135）、米国需要の変動性、価格の重要性についても、証拠に基づいたものである。（パラ 7.136-137）したがって、USITC は、積極的証拠を客観的に検討して決定を下している。

USITC は AD 税撤廃後に、輸入量が増加し、国内産業の製品の価格に悪影響を与えると認定している。これら証拠に基づく USITC の結論は、客観的で偏重のない調査当局が証拠に基づき結論に到達できるものである。国内産業は損害を受けていない状態にあるという証拠は、将来における価格の下落により国内産業の状況に悪影響を与えるという認定を排除するものではない。したがって、USITC の判断は第 11.3 条に反するものではない。（パラ 7.143）

c. 累積

サンセットレビューについて損害の累積評価に関する規定がないということは、サンセットレビューにおいて累積は認められていると考えられる。（パラ 7.148）また、第 3.3 条の“simultaneously subject to anti-dumping investigation”という文言は、同条が初回調査のみに適用されるものであることを明示している。（パラ 7.150）

4. 上訴国（メキシコ）の主張

a. 因果関係の立証

第 3.5 条の因果関係はサンセットレビューに適用されないとしたパネルの判断は誤りである。GATT 第 VI:1 条の因果関係の要請は、初回調査時で充足されればよいものではなく、AD 措置が継続されている期間、常に要求される。サンセットレビューも、因果関係の立証を含む GATT 第 VI:1 条を満たさなければならない。（パラ 8）また、これは、AD 協定第 11.1 条の「損害を与えているダンピングに対処するため」という文言が要請するところでもある。（パラ 9）さらに、パネルが GATT 第 VI:1 条の規定に基づく判断を行わなかったことは、第 3.5 条が適用されるか否かに拘らず、誤りである。（パラ 11）

b. 累積

パネルは、第 3.3 条が適用されるか否かに拘らず、USITC が累積のための要件を満たしていないとのメキシコの主張を検討すべきであったが、これを怠っており、DSU 第 11 条に反した判断をおこなった。（パラ 13）USITC は、競争状況を検討して累積評価することが適切であることを示す義務があるが、本件においては、AD 措置が撤廃された場合にメキシコ産、亜製、伊製、韓製、日本製全ての OCTG が同時に米国市場に存在することを積極的証拠により証明してい

ない。USITC の判断はそれらが同時に存在しないことを示す証拠がないことを基礎としており、証拠が存在しないということは、それら OCTG が市場に同時に存在することの積極的証拠とはならない。（パラ 16）

5. 被上訴国（米国）の主張

a. 因果関係の立証

サンセットレビューと初回調査とは別個の峻別されるべき調査であり、初回調査における要件はそのままサンセットレビューに適用されるものではない。GATT 第 VI:1 条はサンセットレビューを予定しておらず、独立してまたは本質的にサンセットレビューに因果関係の要件を課しているものではない。

また、AD 協定第 11.3 条は、ダンピング認定、損害認定を求めておらず、したがって、メキシコは、同第 11.1 条の因果関係の要件がサンセットレビューに適用されることを説明していない。

さらに、メキシコは、DSU 第 11 条に基づく主張を裏付ける根拠を何ら示していない。

b. 累積

第 3.3 条の累積規定は、サンセットレビューには適用されない。また、第 11.3 条の可能性基準は、ダンピング及び損害の認定全体に適用されるものであり、累積の可否の判断などの個別の要因に適用されるものではない。したがって、複数国からの輸入を累積する場合に「同時期の可能性」を判断する必要はない。さらに、USITC の決定は、それら輸入が、AD 税賦課以前の時期及びその後の双方において存在したことを認定したものであり、これと異なる証拠が無い限り、それら輸入が同時期に存在したとの認定をおこなうことは合理的である。AD 協定第 11.3 条は特定の時期における損害について決定すべきことを義務付けているものではない。

6. 上級委員会の判断

a. 因果関係の立証

第 11.3 条は、「ダンピング税の撤廃」が「ダンピング及び損害の継続または再発」を「もたらす可能性」について、関連性 (nexus) を明確に示すことを求めている。（パラ 108）しかし、「因果関係」を示すことを明確には求めている。（パラ 109）

GATT 第 VI 条は、ダンピング、損害、因果関係が AD 税賦課の基本であることを示している。（パラ 111）。第 11.1 条の規定は、AD 税賦課継続の期間全体に亘り適用される条項である。ダンピングが損害を生じせしめないこととな

った場合、AD 税賦課継続の合理性は無くなる。(パラ 115) このように、AD 協定はダンピングが損害を生じさせる場合にのみ賦課し、継続することが認められる。損害がなければ、AD 税を賦課し、継続する論理的根拠はない。(パラ 117)

一方、初回調査とレビューとは一定の基本的な側面において異なる。したがって、初回調査に対する規律は、そのままレビューに適用されるものではない。

(パラ 119) 初回調査においては、第 3 条により不帰責原則を含め、因果関係の立証が求められている。サンセットレビューでは、「ダンピング税の撤廃」が「ダンピング及び損害の継続または再発をもたらす可能性」について検討するとされている。したがって、ダンピング及び損害が継続または再発することが認定された場合、初回調査で立証された両者の因果関係が存在するものであり、改めて立証される必要はないものとする (assume) ことが合理的である。

(パラ 121)

第 11.3 条レビューでは、さまざまな状況が想定される。例えば、ダンピングが継続し、損害も継続している場合、AD 措置撤廃により損害は継続し、悪化する場合もあると考えることができよう。また、ダンピングは継続しているものの、国内産業はレビュー時まで回復している場合、AD 措置撤廃により損害が再発することもある。ダンピングはなくなり、国内産業はレビュー時まで回復している場合、ダンピング及び損害が再発することを示す説得力ある証拠が必要であろう。(パラ 122)

第 11.3 条は、レビュー時までダンピングまたは損害のいずれかが消滅しているものの、AD 措置撤廃後にダンピング及び損害が継続または再発する可能性を明示的に前提としている。したがって、同条でのクロ決定の必須事項は、AD 措置撤廃後にダンピング及び損害が継続または再発する可能性の証明である。これらの要件に対して、GATT 及び AD 協定のその他の条項からダンピングと損害との因果関係を立証することを要請されていることは見いだせない。(パラ 123)

ダンピングの可能性の判断が WTO 不整合であったとしても、それ自体により損害の可能性の判断も WTO 不整合となるものではない。この 2 つの問題は別個のものである。(パラ 127)

パネルが第 3.5 条のサンセットレビューへの適用の問題とは別個にサンセットレビューにおける因果関係の必要性について論じなかったことは、メキシコがパネルに対してその論拠を説明しなかったことによるものであり、パネルの判断に誤りはない。(パラ 133) また、パネルは、DSU 第 11 条に従って争点に

ついて合理的な検討を行なっている限り、全ての議論について説明をおこなう義務はない。(パラ 134)

b. 累積

メキシコは、累積についてサンセットレビューに本質的な要件があると主張するが、メキシコは当該主張をパネルにおいて説明していない。したがって、パネルが当該主張を検討しなかったことに誤りはない。(パラ 143)

また、第 11.3 条の決定において累積は認められているとするパネルの判断は、第 3.3 条が初回調査に関するものであるという点のみならず、第 11.3 条自体に累積の規定のないことから累積は認められていると考えられること、第 11.3 条の“any anti-dumping duty”という表現は複数の関税を指していること、AD 協定全体の趣旨から累積は禁止されているものではないことを根拠としている。これらは、AD 協定の文脈、目的及び趣旨にしたがって同条の文言を解釈したものである。

当局が累積評価を行なうについて、メキシコの主張するようなサンセットレビューに本質的な要件は、AD 協定に定められていない。(パラ 150) 第 11.3 条はサンセットレビューにおいて調査当局が従うべき何らの特定の方法も規定していない。(パラ 151-152) 当局は、複数の輸入国を累積して評価することについて理由ある適切な結論に至るために相互の競争状態を検討する必要がある場合があろうが、それは個別の事例の状況に応じて求められるものであり、第 11.3 条の法的要件ではない。(パラ 153)

メキシコは、ITC が同時期に各国の輸入が同一の市場に存在していることを認定していない、また、将来の状況を検討していないと主張するが、USITC が基礎とした米国品及び輸入品とも多くの配給店がテキサス州ヒューストンを本拠地として全米に供給しているという現在の証拠は、将来の可能性について合理的な推定をおこなうため基礎としたことは合理的なである。(パラ 157-58) したがって、メキシコの主張に根拠はない。(パラ 159)

サンセットレビューにおける「可能性」基準は、米国—アルゼンチン産 OCTG サンセットレビューにおいて述べたとおり、ダンピング及び損害の全体の判断に適用されるものであり、かかる判断を行なうためのその各要素に適用されるものではない。また、USITC は、同時期に存在しないことを示す証拠がないことのみではなく、上述の通りその他の証拠を考慮して累積評価をおこなったものである。

調査対象産品が同時期に存在するとする場合の将来の期間と損害が再発する将来の期間が特定されていないとしても、損害の可能性の判断が十分な証拠に基づいているものであれば、これをもって直ちに第 11.3 条に不整合となるものではない。(パラ 166)

十分な証拠の要請は、第 11.3 条自体の義務に基づく要請であり、第 3.3 条に基づくものではない。調査当局が第 3.3 条に基づく分析をおこなわなかったといえども、同条は第 11.3 条に適用されないのであるから、かかる分析の不存在は第 11.3 条に不整合とはならない。(パラ 172)

よって、累積に関するパネルの判断を支持する。(パラ 173)

論点D：第 4 回年次見直し・取消手続の第 11.2、2.4、2.4.2 条との整合性

1. 申立国の主張

米国商務省は、第 4 回年次見直しにおいて、AD 税賦課の必要性がないことが証明されたにもかかわらず AD 税賦課を継続することとした決定は第 11.2 条に不整合である。また、かかる決定は積極的証拠に基づいていない。(パラ 7.152)

Hylsa について、ゼロイングを適用してマージンを計算し、AD 税賦課を撤廃しないこととした商務省の決定は、第 11.2、2.4 及び 2.4.2 条に不整合である。また、TAMSA について、商務省は、“not likely” 基準を適用し、恣意的に商業的量 (commercial quantity) 基準を適用し、もはやダンピングを相殺するに AD 税は必要ではないことを示す積極的証拠を無視して、AD 税賦課継続を決定しており、第 11.2 条に反している。(パラ 7.153)

2. 被申立国の主張

第 11.2 条は個別企業について AD 措置の撤廃を求めている。同条は措置全体についてのレビューを規定したものである。

米国の個別企業に関する取消手続は AD 協定第 11 条の範囲外の、輸出者の利益となる制度である。したがって、取消手続に第 11.2 条は適用されない。よって、パネルは、第 11.2、2.4 及び 2.4.2 条と取消手続の整合性を判断する必要はない。

3. パネルの判断

米国は、状況変更見直し (changed circumstances review) を定め、さらに限定された状況に適用される手続として、本件で問題とされている取消手続を定めている。

(パラ 7.158) 米国の制度においては、輸出者は、いずれの手続も利用できる。取消手続では、一定の要件を満たせば自動的に AD 関税賦課が取り消されることとされている。(パラ 7.162) 本件においては、TAMSA、Hylsa のいずれも当該要件を満たしていないと判断されたものである。(パラ 7.163) 一方、米国の制度で

は、輸出者は取消手続における要件を満たしていない場合であっても状況変更見直しを求めることができる。(7.165)

状況変更見直しでは、見直しを申立てる際に要求される証拠、主張に制限はない。したがって、取消手続の要件を満たしていない輸出者であっても、状況変更見直しを求めることができる。また、取消手続は特定の要件を満たした場合に AD 税を維持する正当な理由がないと推定するものであり、これは輸出者の利益となっている手続である。よって、第 4 回年次見直しにおいてメキシコ輸出者について取消の前提となる事実が認定されないとした決定は、第 11.2 条に不整合とはならない。(パラ 7.166)。

本件において、メキシコ輸出者は状況変更見直しを求めたものでも、また、その他に見直しを必要とすることを示す証拠を提出したものでもない。即ち、メキシコ輸出者は、状況変更見直しを利用しなかったに過ぎない。(パラ 7.168)

米国は状況変更見直しにおいて国内産業が AD 税賦課撤廃に反対した場合に AD 税を取り消した実績がない、また、米国商務省はかつて AD 税の継続的賦課の必要性を検討したことはない、とのメキシコの主張は、本件とは無関係である。

(7.172)

US-DRAM パネル (WT/DS99) において、米国が如何なる主張をしたか又はしなかったかは、その後の紛争処理において米国が主張できる事項を制限するものではない。(7.176)

以上の理由により、TAMSA 及び Hylsa について商務書がおこなった取消手続は第 11.2 条の要件に服するものではない。したがって、第 11.2、2.4 及び 2.4.2 条の整合性については判断しない。

(本争点は上訴されず。)

IV. 解説

論点 A : サンセットポリシーブルテンの AD 協定整合性

米国商務省のサンセットポリシーブルテン (SPB) については、日本、アルゼンチンと挑戦し、本件のメキシコが 3 カ国目である。このように、複数の国が SPB を問題視する背景には、本件の証拠が示す通り、殆どすべての過去の事例が SPB の 3 シナリオのいずれかに当てはまると判断され、国内産業が AD 課税継続を望んだ場合、結果として全ての事例に対してクロ決定がなされていることから、米国においては、ダンプングに関するサンセットレビューは実質的に機能していないとみられている点にある。

米国—表面処理鋼板サンセットレビュー³において、上級委員会は、パネル判断を覆して、SPB それ自体として WTO 紛争処理の対象とすることのできる「措置」である、という点を明確としたが、SPB は第 11.3 条に不整合であるか否かという点については、パネルの事実認定が不足していることを理由として判断をおこなわなかった。その後の米国—アルゼンチン産 OCTG サンセットレビュー⁴では、パネルは、過去にシロの最終決定を行なった事例が 1 件もないことを根拠として SPB は AD 協定第 11.3 条に不整合であるとした。しかし、上級委員会は、かかる量的分析では足りず、事例の質的分析が必要であるとして、パネル判断を覆した。本件は、かかる上級委員会の判断をうけて、「質的分析」に基づき SPB は第 11.3 条に不整合であるとしたパネル判断の妥当性が争点となった事例である。なお、本件を考慮するにあたって、米国—アルゼンチン産 OCTG サンセットレビューの上級委員会の報告が発出された時点で、本パネルの第 2 回会合が既に終了していたため、申立国は、「質的分析」にかかわる新たな証拠、議論を提出する機会がなかったことに注意すべきである。

本パネルは、商務省の決定文に加え、決定メモ (decision memorandum) を検討し (パラ 7.52)、「質的分析」をおこない、11.3 条に不整合であると判断した。特に、商務省が、いくつかの決定において「利害関係者のその他の要因についての議論は検討しない」、「その他の要因を検討する必要はない」、と述べていることを根拠とした。また、パネルは、本件での分析は「いずれかの特定の事例において AD 協定に不整合な判断がなされたことを示唆するものではない」(脚注 85)、「米国商務省は関連する証拠を客観的に分析しても、SPB のシナリオを機械的に適用した場合と同様な結論に達したであろう事例があることを争うものではないが、商務省が SPB のシナリオを適用して判断したとの我々の結論を損ねるものではない」(脚注 86) と述べている。

これに対し、上級委員会は、本パネルは十分な質的分析をおこなっていない、としてその判断を覆した。まず、SPB の各シナリオにおいて、調査当局が状況を客観的に評価したとされる場合に必要とされる具体的責務を検討し、シナリオ(a)の場合には、輸出者が反証しない限りダンピングは継続すると判断できるであろうが、シナリオ(b)または(c)の場合には、さらに情報を収集する責務があるとした。

次に、パネルの分析が不十分であると結論する根拠として、パネルは、商務省は輸出者の主張を検討したのか、その検討は適切であったか、または単に SPB の定めるシナリオに従っただけなのか、あどについて何ら説明していないこと (パラ 205) 、

³ Appellate Body Report, *United States – Sunset Review of Anti-Dumping Duties on Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from Japan*, WT/DS244/AB/R, adopted 9 January 2004.

⁴ Appellate Body Report, *United States – Sunset Reviews of Anti-Dumping Measures on Oil Country Tubular Goods from Argentina*, WT/DS268/AB/R, adopted 17 December 2004.

さらに、パネルは、個別事例の事実及び輸出者の議論に照らして商務省の理由付けを分析することが必要であること（パラ 206）、を指摘している。これは、個別事例の積み上げにより **SPB** それ自体の **WTO** 不整合を判断するにあたっては、かかる個別事例の内容を具体的に検討し、①輸入量及びダンピングマージン以外の証拠に証明力があつたか、②商務省がそれら証拠について客観的な分析をおこなつたか否か、を検討する必要性を明確にしたものである。

この上級委員会の判断は、妥当であると思われる。調査当局が、「ダンピングの継続に基づき仮決定するものであるから、利害関係者のその他の要因についての議論は検討しない」と述べたとしても、かかる判断の具体的な意味は、利害関係者が提出した証拠を検討しない限り明確とはならない。たとえば、利害関係者が現状の価格が維持されることを示す証拠を提出していたのであれば、商務省が、そのような証拠を検討する必要はないとの結論に達することは妥当といえる。また、提出された証拠の信憑性が疑われる場合も、商務省は同様の結論に至るであろう。

一方で、本件は、申立国が同一基準の反復的適用 (*repeated applications*) を基に、当該基準それ自体 (*as such*) の協定不整合を証明 (*prima facie case*) することは容易ではないことを示している。申立国としては、商務省が提出された証拠について客観的な分析をおこなわなかったことを証明する必要があるが、これは、商務省の判断は第 11.3 条の求める十分な積極的証拠 (*positive evidence*) に基づく合理性ある判断ではなかったこと、即ち、**WTO** 協定に不整合であることを示すことが要求されていることと同等である。本件においては、パネルは、*as applied* について、商務省はその他の証拠を無視し、**AD** 協定に不整合な判断をおこなつたことを認定している。しかし、かかる 1 件をもってして同一基準の反復的適用であることの証明とすることは難しいであろう。即ち、本上級委員会の判断は、同一基準の反復的適用に基づく協定不整合を証明するためには、申立国は、そのような複数の事例を *as applied* として証明し、さらに、それらを基礎として、*as such* の主張をおこなうことが求められることを明らかとしたものであるといえるのではないか。

しかし、自国が輸出国ではない事例について、*prima facie case* を立証することは容易ではない。特に、**AD** 協定などの貿易救済措置では、当事者の提出した証拠は機密情報の保護により第三者には開示されない。例えば、ある輸出者が、第三国市場が拡大したため米国にダンピング輸出をおこなうおそれは消失したとの証拠及び議論を提出していたとし、商務省は当該証拠では不十分であるとしてクロ決定をおこなつたとしよう。当該事例を 1 つの証拠として *as such* の主張をおこなう場合、かかる機密情報の分析なくして商務省の判断が不適切であったことを立証することは困難である。しかし、問題となる第三国輸出の量、価格情報は、通常、機密情報として第三者には公開されない。したがって、*as such* 不整合の主張をおこなう場合、それを立証する

ために必要となる事例に関する輸出国が共同申立国となるなどの協力体制が重要となる。

さらに、SPBのように、実務上、シロ決定を得ることは極めて困難であることが広く認識されている場合、そもそも、ほとんどの輸出企業は、商務省のダンピングに関するサンセットレビューに参加しない。また、取消手続によりAD税賦課の停止を獲得した企業も、通常はサンセットレビューに参加しない。このため、事例が同一基準の反復的適用を示す適切な事例が重ねられることが余り期待できない。この点を考慮すると、米国は極めて巧妙な手法を用いているとも言える。

論点C：サンセットレビューにおける因果関係の証明

本件の上級委員会では、AD協定第11.1条及びGATT第VI条とAD協定第11.3条の関係、特に因果関係の立証の問題が争点となった。上級委員会は、既に、米国－OTCGサンセットレビューにおいて、AD協定注9はAD協定全体における「損害」を定義しており第11.3条に適用されるが⁵、第3条は注9の定義を更に詳細に規定した条項ではなく、「損害」の判断についての手続及び検討すべき証拠を定めた条項であることから⁶、「損害の継続・再発の可能性」の判断を求めるAD協定第11.3条には適用されない⁷との判断を示していた。そのため、本件では、争点の焦点が第3条の適用問題から因果関係の立証の必要性へ移行したものである。なお、米国－OTCGサンセットレビュー上級委員会報告が発出されるまでに第2回パネル会合まで進んでいたため、本パネルにおいては第3条の諸条項が第11.3条に適用されるか否かが争点の中心となっており、これら条項と第11.3条との関係についてメキシコが十分な議論を行なっていなかった。このため、パネルはAD協定第11.1条及びGATT第VI条の問題については判断を示していない。

上級委員会は、ダンピングと損害との間に因果関係が存在することはAD税賦課継続の基本である⁸としつつ、第11.3条はサンセットレビューにおいて因果関係を見直すことまでは求めていることから、AD税撤廃とダンピング・損害の継続または再発との関連がそれぞれ立証⁹されれば、ダンピングと損害との因果関係が存在するこ

⁵ 米国－OTCGサンセットレビュー上級委員会報告 パラ 276

⁶ 同 パラ 277

⁷ 同 パラ 278

⁸ パラ 117.

⁹ パラ 108.

とが推定される¹⁰、との判断を示した。また、ダンピングの可能性の判断と損害の可能性の判断は別個のものである¹¹、と判断した。

この判断は、現行 AD 協定の条項解釈の限界を示すとともに、現在の AD 協定の規定の問題点を明らかにしたと思われる。即ち、現在の AD 協定には、初回調査において因果関係が立証された後に、利害関係者が因果関係の存在を見直すことを調査当局に求める手続が存在しないことを明らかとしたのである。

本件の上級委員会の判断により、第 3 項のサンセットレビューにおいて、因果関係を見直す必要はないことが明確とされた。第 11 条は、第 11.2 条の中間レビュー若しくは事情変更レビュー、および第 11.3 条のサンセットレビューの 2 手続を用意しているが、第 11.2 条レビューにおいても、利害関係者は、①ダンピング相殺するための AD 税賦課継続の必要性、②損害が継続または再発する可能性、または、③これら 2 項目の双方、のいずれかについて見直すことを求めることができるとしているのみであり、ダンピングと損害との因果関係についての見直しは明示されていない。また、第 11.2 条レビューは、「損害」の存在を見直すのではなく、サンセットレビューと同様に、「損害の継続または再発する可能性」を見直すこととされているところから、第 3.5 条は適用されないこととなる。したがって、現行の AD 協定では、一度賦課が決定された AD 措置についての因果関係を見直す手続は存在しないこととなる。

上級委員会は、調査当局は AD 税賦課撤廃と将来の損害の可能性との関連性を立証する責務があったが、この関連性の証明は、第 3.5 条の因果関係を代替するものとは思われない。サンセットレビューにおいては、将来の調査対象製品のダンピング輸入との因果関係の検討が求められていないため、調査対象製品による将来の損害と及びその他の要因による将来の損害とを区別する必要がない。したがって、例えば第三国輸入により依然として国内産業は「損害」を被っている場合、また AD 税賦課後も国内産業は第三国からの輸入増加により「損害を被りやすい状況」にある場合、調査当局は、AD 税撤廃により市場における競争が激化するとの事実認定をおこない、損害が再発しまたは継続する可能性があるとの結論に容易に到達できると思われる。

論点 D：取消手続

米国は、取消手続について、米国－DRAM¹²においては展開されなかった、新たな理論を展開した。即ち、AD 協定第 11.2 条に基づき行うべき見直しとしては状況変

¹⁰ パラ 121.

¹¹ パラ 127.

化見直し手続を用意しており、過去3年間のゼロマージン及び商業的数量の輸入がなされた場合にほぼ自動的にAD税賦課を取消すこととする取消手続規定は、第11.2条に服するものではない、と主張したものである。

パネルは、米国の主張を受入れ、米国法に状況変化見直し手続が別途用意されていることから、取消手続は第11.2条に服するものではないとした。

このパネルの判断は妥当であると思われる。しかし、一方で、状況変化見直し手続においてAD措置の撤廃を求めることは極めて難しいことは広く認識されている。今回のパネル判断により、米国においては有効な第11.2条レビューは存在しないことが明らかとされたと言える。

以 上

¹² Panel Report, *United States – Anti-Dumping Duty on Dynamic Random Access Memory Semiconductors (DRAMs) of One Megabit or Above from Korea*, WT/DS99/R, adopted 19 March 1999, DSR 1999:II, 521